

内閣参質一四二第二二号

平成十年五月二十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員瀬谷英行君提出大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員瀬谷英行君提出大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する

再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの各国の分担金額と年内支払額等は、別表一のとおりである。

二について

お尋ねの点については、大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する質問に対する答弁書（平成十年四月二十四日内閣参質一四二第四号）の二の一について述べたとおりである。

三について

お尋ねの事例としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第五条一に規定する航空機及びその航空機に乗り組んでその運航に従事する者について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条、第九十七条及び第九十八条の規定が適用されるというものがある。

四について

一九九七年（平成九年）十二月末現在、首都内に外国軍隊の基地を提供している国、その提供先等は、別表二のとおりであると承知している。

五の1について

国際民間航空機関（以下「ICAO」という。）出版物規則（一九九八年Doc 7231/8）第7条の規定に従い、原則として、ICAOの文書はすべて英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の四か国語により作成されることとなっているため、我が国として、ICAOに対し、平成五年五月二十八日付けの最終報告書（以下「最終報告書」という。）の日本語による交付を請求しなかったものである。

五の2について

最終報告書の作成当時の政府内関係者にも照会する等、可能な限りの調査を行ったが、仮訳の形にせよ、政府において最終報告書の訳本を作成したとの事実の確認されなかった。

最終報告書の仮訳の作成及び国会への提出については、最終報告書には、関連する訴訟での係争事項ともなっている大韓航空機事件（以下「本事件」という。）の責任の所在等、機微でかつ国家間の関係にもかかわり得る問題について、英文に特有の表現で書かれ、解釈を特定し得ないような記述も含まれている

ことから、政府として仮訳を作成することには極めて慎重とならざるを得ないので、こうした事情を御理解願いたい。

また、昭和五十八年九月十三日に採択された本事件に関する衆議院及び参議院本会議における大韓航空機撃墜事件に関する決議に対しては、同決議を受けて、政府としては、一貫してICAOを通じての真相究明を促進すべく努めてきたところであり、外務省におけるICAOに関する事務を所掌している担当部局が、省内の関係部局及び関係省庁と連絡し、協議した上で、政府としての対応を決定してきた。なお、外務省におけるICAO担当部局は、本事件発生後、平成五年七月三十一日までは国際連合局、同年八月一日以降は外務省の機構改革に伴い経済局（国際経済第二課）である。

五の3について

最終報告書は、航空分野において技術的能力を有し、かつ、中立的立場にあるICAO事実調査団により作成されたものであって、我が国としてもその調査結果は最大限に尊重されるべきものと考えている。したがって、本件事件につき、我が国として独自に調査を行ったり、ICAOに対し見直しを求める等改めて調査を行うことは考えていない。

別表一

1 各国の国際連合通常分担金額と年内支払額

アメリカ合衆国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	一七二、三三八、七七三米ドル	一四七、二九七、五一五米ドル
一九八四年	一九〇、五二〇、六二六米ドル	二〇六、四五〇、九八一米ドル
一九八五年	一九七、八九七、三五〇米ドル	二二三、八八六、一〇四米ドル
一九八六年	二二〇、二七七、二〇〇米ドル	一四八、七八八、七一七米ドル
一九八七年	二二二、八七五、五二五米ドル	一〇七、〇四一、四四二米ドル
一九八八年	二二四、九〇九、五〇〇米ドル	一六〇、〇六二、二五〇米ドル
一九八九年	二二六、二八六、六二五米ドル	一五八、八四〇、〇二三米ドル
一九九〇年	二三三、六五四、二五〇米ドル	三〇二、六一五、八五二米ドル
一九九一年	二七一、五六四、四六〇米ドル	三〇一、三二六、四五〇米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九二年	二九八、六一九、〇〇一米ドル	三三五、四九五、二三〇米ドル
一九九三年	三〇九、九二二、九五八米ドル	二八九、〇六二、四四一米ドル
一九九四年	二九八、二六〇、四二二米ドル	三二〇、八〇〇、八五一米ドル
一九九五年	三二五、〇二七、九八五米ドル	一五〇、一三〇、〇四九米ドル
一九九六年	三二二、三九二、〇七三米ドル	三五九、〇四〇、六〇一米ドル
一九九七年	三二二、〇五〇、二八四米ドル	三二五、五八五、六七七米ドル

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	二七、四七五、八四三米ドル	二七、四七五、八四三米ドル
一九八四年	三〇、三四〇、三二二米ドル	三〇、三四〇、三二二米ドル
一九八五年	三〇、七三五、三二二米ドル	三〇、七三五、三二二米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八六年	三四、〇四一、一一〇米ドル	三四、〇四一、一一〇米ドル
一九八七年	三五、二二二、四八六米ドル	三五、二二二、四八六米ドル
一九八八年	三五、一九二、六二三米ドル	三五、一九二、六二三米ドル
一九八九年	三六、三〇七、七九八米ドル	三六、三〇七、七九八米ドル
一九九〇年	三八、四三六、二三七米ドル	三八、四三六、二三七米ドル
一九九一年	四四、七七五、五四八米ドル	四四、七七五、五四八米ドル
一九九二年	四九、四三七、六五四米ドル	四九、四三七、六五四米ドル
一九九三年	五一、二二九、六六二米ドル	五一、二二九、六六二米ドル
一九九四年	五一、〇六七、七七八米ドル	五一、〇六七、七七八米ドル
一九九五年	五七、五八九、三九〇米ドル	五七、五八九、三九〇米ドル
一九九六年	五七、八一、三七一米ドル	五七、八一、三七一米ドル
一九九七年	五六、六六二、一九四米ドル	五六、六六二、一九四米ドル

フランス共和国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	三八、三〇一、四四二米ドル	三八、三〇一、四四二米ドル
一九八四年	四二、二九四、五二五米ドル	四二、二九四、五二五米ドル
一九八五年	四二、八四五、一五六米ドル	四二、八四五、一五六米ドル
一九八六年	四四、六一七、六六九米ドル	四四、六一七、六六九米ドル
一九八七年	四六、一五二、九九〇米ドル	四六、一五二、九九〇米ドル
一九八八年	四六、一二六、九五七米ドル	五〇、四八四、一二四米ドル
一九八九年	四六、六九二、一二八米ドル	四六、六九二、一二八米ドル
一九九〇年	四九、四二九、三一九米ドル	四九、四二九、三一九米ドル
一九九一年	五七、五八一、七二三米ドル	五七、五八一、七二三米ドル
一九九二年	五九、〇八八、八三〇米ドル	五九、〇八八、八三〇米ドル
一九九三年	六一、二三〇、六七二米ドル	六一、二三〇、六七二米ドル

中華人民共和国

年	分担金額	支払額
一九九四年	六一、〇三七、一八五米ドル	六一、〇三七、一八五米ドル
一九九五年	六九、〇六三、五五八米ドル	六九、〇六三、五五八米ドル
一九九六年	六九、六九四、五一七米ドル	六九、六九四、五一七米ドル
一九九七年	六八、三七八、〇六一米ドル	六八、三七八、〇六一米ドル

年	分担金額	支払額
一九八三年	五、一七七、四六一米ドル	五、一〇一、六九二米ドル
一九八四年	五、七二七、二二二米ドル	五、六四三、四四八米ドル
一九八五年	五、七九一、六六六米ドル	五、七二七、八八二米ドル
一九八六年	五、五三三、四三三米ドル	九、八六〇、〇九二米ドル
一九八七年	五、七二三、八四〇米ドル	五、七二三、八四〇米ドル

年	分	担	金	額	支	払	額
一九八八年		五、七二〇、六一一米ドル			五、七二〇、六一一米ドル		
一九八九年		五、九〇一、八八三米ドル			五、九〇一、八八三米ドル		
一九九〇年		六、二四七、八六六米ドル			六、二四七、八六六米ドル		
一九九一年		七、二七八、三三九米ドル			七、二七八、三三九米ドル		
一九九二年		七、五八三、〇六六米ドル			七、五八三、〇六六米ドル		
一九九三年		七、八五七、九三六米ドル			七、八五七、九三六米ドル		
一九九四年		七、八三三、一〇六米ドル			七、八三三、一〇六米ドル		
一九九五年		七、八六八、〇〇〇米ドル			七、八六八、〇〇〇米ドル		
一九九六年		七、九九四、六一一米ドル			七、九九四、六一一米ドル		
一九九七年		七、八八一、五八四米ドル			七、八八一、五八四米ドル		

ロシア連邦（旧国名ソヴェエト社会主義共和国連邦）

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	六二、〇一一、八五八米ドル	六一、二三九、六三六米ドル
一九八四年	六八、四七六、八五一米ドル	六七、一一四、三八五米ドル
一九八五年	六九、三六八、三四八米ドル	七一、一一九、二六四米ドル
一九八六年	七一、四四四、三〇五米ドル	九五、五八四、四〇七米ドル
一九八七年	七三、九〇二、七四八米ドル	八〇、〇〇一、〇一八米ドル
一九八八年	七三、八六一、〇六二米ドル	七七、一八九、〇八一米ドル
一九八九年	七四、六三三、六九八米ドル	七九、二〇八、九六二米ドル
一九九〇年	七九、〇〇七、八二三米ドル	七九、〇〇七、八二三米ドル
一九九一年	九二、〇三八、六二六米ドル	四八、六五九、七九二米ドル
一九九二年	九二、六七〇、九八二米ドル	二八、五八〇、〇〇〇米ドル
一九九三年	六八、四七六、三〇一米ドル	一一一、〇〇六、〇三五米ドル

日本

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九四年	六八、二五九、九一八米ドル	一一一、二五九、四六八米ドル
一九九五年	六二、〇六九、七八〇米ドル	六二、五二九、六九八米ドル
一九九六年	四八、四〇二、七四七米ドル	四八、四〇二、七四七米ドル
一九九七年	四五、四七八、八六七米ドル	四五、四七八、八六七米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	六〇、七二七、四九二米ドル	六〇、七二七、四九二米ドル
一九八四年	六七、〇四七、五四三米ドル	六七、〇四七、五四三米ドル
一九八五年	六七、九二〇、四三〇米ドル	六七、九二〇、四三〇米ドル
一九八六年	七五、九二七、〇八四米ドル	七五、九二七、〇八四米ドル
一九八七年	七八、五三九、七八三米ドル	七八、五三九、七八三米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八八年	七八、四九五、四八一米ドル	七八、四九五、四八一米ドル
一九八九年	八五、〇一七、〇二七米ドル	八五、〇一七、〇二七米ドル
一九九〇年	九〇、〇〇〇、九〇四米ドル	九〇、〇〇〇、九〇四米ドル
一九九一年	一〇四、八四四、八〇二米ドル	一〇四、八四四、八〇二米ドル
一九九二年	一二二、六〇九、三三二米ドル	一二二、六〇九、三三二米ドル
一九九三年	一二七、〇五三、六四三米ドル	一二七、〇五三、六四三米ドル
一九九四年	一二六、六五二、一五八米ドル	一二六、六五二、一五八米ドル
一九九五年	一五二、四四二、五〇六米ドル	一五二、四四二、五〇六米ドル
一九九六年	一六七、八八六、八三三米ドル	一六七、八八六、八三三米ドル
一九九七年	一六六、六八四、八三八米ドル	一六六、六八四、八三八米ドル

ドイツ連邦共和国

年	分	担	金	額	支	払	額
一九八三年		五〇、二四五、	四三三米ドル		五〇、二四五、	四三三米ドル	
一九八四年		五五、四八三、	一四一米ドル		五五、四八三、	一四一米ドル	
一九八五年		五六、二〇五、	四七四米ドル		五六、二〇五、	四七四米ドル	
一九八六年		五七、八五五、	八七八米ドル		五七、八五五、	八七八米ドル	
一九八七年		五九、八四六、	七三五米ドル		五九、八四六、	七三五米ドル	
一九八八年		五九、八一二、	九七七米ドル		五九、八一二、	九七七米ドル	
一九八九年		六〇、三六三、	五八三米ドル		六〇、三六三、	五八三米ドル	
一九九〇年		七四、〇二五、	三四九米ドル		七四、〇二五、	三四九米ドル	
一九九一年		八六、二三四、	三八九米ドル		八六、二三四、	三八九米ドル	
一九九二年		八七、九四三、	八七五米ドル		八七、九四三、	八七五米ドル	
一九九三年		九一、一三一、	六五〇米ドル		九一、一三一、	六五〇米ドル	

イタリア共和国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九四年	九〇、八四三、六七六米ドル	九〇、八四三、六七六米ドル
一九九五年	九七、六九四、三三七米ドル	九七、六九四、三三七米ドル
一九九六年	九八、三五五、四七〇米ドル	九八、三五五、四七〇米ドル
一九九七年	九六、四九六、一四二米ドル	九六、四九六、一四二米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	二二、〇〇四、二〇八米ドル	二二、〇〇四、二〇八米ドル
一九八四年	二四、二九八、二三七米ドル	二四、二九八、二三七米ドル
一九八五年	二四、六一四、五七六米ドル	二四、六一四、五七六米ドル
一九八六年	二六、五四六、四六三米ドル	二六、五四六、四六三米ドル
一九八七年	二七、四五九、九四二米ドル	二七、四五九、九四二米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八八年	二七、四四四、四五三米ドル	二七、四四四、四五三米ドル
一九八九年	二九、八〇八、二五四米ドル	二九、八〇八、二五四米ドル
一九九〇年	三一、五五五、六七七米ドル	三一、五五五、六七七米ドル
一九九一年	三六、七六〇、一七二米ドル	三六、七六〇、一七二米ドル
一九九二年	四一、二四八、五一三米ドル	四一、二四八、五一三米ドル
一九九三年	四三、七七九、九三〇米ドル	四三、七七九、九三〇米ドル
一九九四年	四三、六四一、五八七米ドル	四三、六四一、五八七米ドル
一九九五年	五一、三四四、〇五七米ドル	五一、三四四、〇五七米ドル
一九九六年	五六、五三三、三二一米ドル	五六、五三三、三二一米ドル
一九九七年	五五、九一六、六三九米ドル	五五、九一六、六三九米ドル

カナダ

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	一八、一二一、一一三米ドル	一八、一二一、一一三米ドル
一九八四年	二〇、〇一〇、三三三米ドル	二〇、〇一〇、三三三米ドル
一九八五年	二〇、二七〇、八二七米ドル	二〇、二七〇、八二七米ドル
一九八六年	二一、四三三、二九二米ドル	二一、四三三、二九二米ドル
一九八七年	二二、一八四、七五四米ドル	二二、一八四、七五四米ドル
一九八八年	二二、一七二、七五四米ドル	二二、一七二、七五四米ドル
一九八九年	二三、〇九一、四三〇米ドル	二三、〇九一、四三〇米ドル
一九九〇年	二四、四三七、八五四米ドル	二四、四三七、八五四米ドル
一九九一年	二八、五一四、七二一米ドル	二八、五一四、七二一米ドル
一九九二年	三〇、六六二、四一四米ドル	三〇、六六二、四一四米ドル
一九九三年	三一、七四三、六〇七米ドル	三一、七四三、六〇七米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九四年	三一、六三七、六〇八米ドル	三一、六三七、六〇八米ドル
一九九五年	三三、五四八、二七九米ドル	三三、五四八、二七九米ドル
一九九六年	三三、七四五、九六〇米ドル	三三、七四五、九六〇米ドル
一九九七年	三三、一二三、九五二米ドル	三三、一二三、九五二米ドル

大韓民国（一九九一年加盟）

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九一年	六七二、六二二米ドル	〇米ドル
一九九二年	六、七九五、二二五米ドル	五、九六七、八三六米ドル
一九九三年	七、〇四一、五二七米ドル	八、五四一、五二七米ドル
一九九四年	七、〇一九、二七七米ドル	七、〇一九、二七七米ドル
一九九五年	八、七四二、二三三米ドル	八、七四二、二三三米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九六年	八、八九一、九六六米ドル	八、八九一、九六六米ドル
一九九七年	八、七三三、六四七米ドル	八、七三三、六四七米ドル

2 各国の国際民間航空機関通常分担金額と年内支払額
アメリカ合衆国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	六、〇四七、五〇〇米ドル	五、七四五、一二五米ドル
一九八四年	六、七七二、五〇〇米ドル	六、七七二、五〇〇米ドル
一九八五年	七、〇九〇、五〇〇米ドル	六、八四七、〇〇〇米ドル
一九八六年	七、五三一、〇〇〇米ドル	三、七四三、五〇〇米ドル
一九八七年	七、二〇七、五〇〇米ドル	三、三三三、三三二米ドル
一九八八年	七、五二二、五〇〇米ドル	五、八六七、〇〇〇米ドル

年	分	担 金 額	支 払 額
一九八九年		七、九一〇、〇〇〇米ドル	二、三四四、五〇〇米ドル
一九九〇年		八、四五二、五〇〇米ドル	六、一九五、二六六米ドル
一九九一年		一〇、二六〇、〇〇〇米ドル	八、九三五、五〇〇米ドル
一九九二年		一一、〇二二、五〇〇米ドル	一〇、〇二九、〇〇〇米ドル
一九九三年		一一、一七二、五〇〇米ドル	一〇、五一〇、〇〇〇米ドル
一九九四年		一一、九五〇、〇〇〇米ドル	一一、二八七、五〇〇米ドル
一九九五年		一一、一六二、五〇〇米ドル	〇米ドル
一九九六年		一一、七二七、五〇〇米ドル	一一、〇七一、三七〇米ドル
一九九七年		一一、一二三、五〇〇米ドル	一一、四六六、三七〇米ドル

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	一、一九九、八二四米ドル	一、一九九、八二四米ドル
一九八四年	一、三九五、一三五米ドル	一、三九五、一三五米ドル
一九八五年	一、四五四、九七〇、六〇米ドル	一、四五四、九七〇、六〇米ドル
一九八六年	一、五四二、三四八、八〇米ドル	一、五四二、三四八、八〇米ドル
一九八七年	一、四八七、六二八米ドル	一、四八七、六二八米ドル
一九八八年	一、五四六、六二六米ドル	一、五四六、六二六米ドル
一九八九年	一、六一九、九六八米ドル	一、六一九、九六八米ドル
一九九〇年	一、七五四、七三九米ドル	一、七五四、七三九米ドル
一九九一年	二、一一三、五六〇米ドル	二、一一三、五六〇米ドル
一九九二年	二、二六一、八一七米ドル	二、二六一、八一七米ドル
一九九三年	二、四三一、一三六米ドル	二、四三一、一三六米ドル

フランス共和国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九七年	二、七九七、八七三米ドル	二、七九七、八七三米ドル
一九九六年	二、七九一、一四五米ドル	二、七九一、一四五米ドル
一九九五年	二、六三一、九六五米ドル	二、六三一、九六五米ドル
一九九四年	二、五八五、九八〇米ドル	二、五八五、九八〇米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	一、四一七、五三四米ドル	一、四一七、五三四米ドル
一九八四年	一、六二五、四〇〇米ドル	一、六二五、四〇〇米ドル
一九八五年	一、六九三、二二一、四〇米ドル	一、六九三、二二一、四〇米ドル
一九八六年	一、七九五、三九〇、四〇米ドル	一、七九五、三九〇、四〇米ドル
一九八七年	一、六八三、六七二米ドル	一、六八三、六七二米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八八年	一、七五一、二三八米ドル	一、七五一、二三八米ドル
一九八九年	一、八三五、一二〇米ドル	一、八三五、一二〇米ドル
一九九〇年	一、八五九、五五〇米ドル	一、八五九、五五〇米ドル
一九九一年	二、二三六、六八〇米ドル	二、二三六、六八〇米ドル
一九九二年	二、三九四、〇八七米ドル	二、三九四、〇八七米ドル
一九九三年	二、三六八、五七〇米ドル	二、三六八、五七〇米ドル
一九九四年	二、五一九、〇六〇米ドル	二、五一九、〇六〇米ドル
一九九五年	二、五五八、九九〇米ドル	二、五五八、九九〇米ドル
一九九六年	二、七二六、〇八九米ドル	二、七二六、〇八九米ドル
一九九七年	二、七〇五、七四二米ドル	二、七〇五、七四二米ドル

中華人民共和国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	一七九、〇〇六米ドル	一七九、〇〇六米ドル
一九八四年	一五四、四一三米ドル	一五四、四一三米ドル
一九八五年	一五八、八二七、二〇米ドル	一五八、八二七、二〇米ドル
一九八六年	一六八、六九四、四〇米ドル	一六八、六九四、四〇米ドル
一九八七年	一八一、六二九米ドル	一八一、六二九米ドル
一九八八年	一九八、五九四米ドル	一九八、五九四米ドル
一九八九年	二〇八、八二四米ドル	二〇八、八二四米ドル
一九九〇年	二六四、八一三米ドル	二六四、八一三米ドル
一九九一年	三二一、九〇四米ドル	三二一、九〇四米ドル
一九九二年	三三五、〇八四米ドル	三三五、〇八四米ドル
一九九三年	三四八、五八二米ドル	三四八、五八二米ドル

ロシア連邦 (旧国名ソヴィエト社会主義共和国連邦)

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九四年	三六八、〇六〇米ドル	三六八、〇六〇米ドル
一九九五年	三七四、六〇五米ドル	三七四、六〇五米ドル
一九九六年	三九八、七三五米ドル	三九八、七三五米ドル
一九九七年	四三六、四一〇米ドル	四三六、四一〇米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	二、六二四、六一五米ドル	二、六二四、六一五米ドル
一九八四年	二、六四一、二七五米ドル	二、六四一、二七五米ドル
一九八五年	二、七五六、一一四米ドル	二、七五六、一一四米ドル
一九八六年	二、九一九、〇一五、六〇米ドル	二、九一九、〇一五、六〇米ドル
一九八七年	二、五五七、二二二米ドル	二、五五七、二二二米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八八年	二、六五六、九四七米ドル	二、六五六、九四七米ドル
一九八九年	二、七八七、四八四米ドル	二、七八七、四八四米ドル
一九九〇年	二、六六〇、八四七米ドル	二、六六〇、八四七米ドル
一九九一年	三、二〇五、二二四米ドル	三、二〇五、二二四米ドル
一九九二年	二、六八五、〇八一米ドル	一、二九〇、二〇七米ドル
一九九三年	二、三二八、三四九米ドル	一、〇〇〇、〇〇〇米ドル
一九九四年	二、四八〇、八二〇米ドル	一、一五四、三一〇米ドル
一九九五年	二、五二〇、〇七〇米ドル	一、二三三、四九〇米ドル
一九九六年	一、〇〇三、八七四米ドル	〇米ドル
一九九七年	九六四、九五一米ドル	九六四、九五一米ドル

日本

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	二、〇二〇、一八九米ドル	二、〇二〇、一八九米ドル
一九八四年	二、四五七、〇六三米ドル	二、四五七、〇六三米ドル
一九八五年	二、五六一、〇八八、六〇米ドル	二、五六一、〇八八、六〇米ドル
一九八六年	二、七二七、一八四、八〇米ドル	二、七二七、一八四、八〇米ドル
一九八七年	二、七五九、〇三一米ドル	二、七五九、〇三一米ドル
一九八八年	二、八六七、五七七米ドル	二、八六七、五七七米ドル
一九八九年	三、〇〇八、九六四米ドル	三、〇〇八、九六四米ドル
一九九〇年	三、五三六、五二六米ドル	三、五三六、五二六米ドル
一九九一年	四、二八八、六八〇米ドル	四、二八八、六八〇米ドル
一九九二年	四、五九四、一七八米ドル	四、五九四、一七八米ドル
一九九三年	五、一二一、四七四米ドル	五、一二一、四七四米ドル

ドイツ連邦共和国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九四年	五、五七八、二六〇米ドル	五、五七八、二六〇米ドル
一九九五年	五、六七二、五九〇米ドル	五、六七二、五九〇米ドル
一九九六年	六、〇一八、五五三米ドル	六、〇一八、五五三米ドル
一九九七年	六、七九八、二九八米ドル	六、七九八、二九八米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	一、六八一、二〇五米ドル	一、六八一、二〇五米ドル
一九八四年	七九六、四四六米ドル	七九六、四四六米ドル
一九八五年	二、〇〇八、〇二九、六〇米ドル	二、〇〇八、〇二九、六〇米ドル
一九八六年	二、一二九、七六六、八〇米ドル	二、一二九、七六六、八〇米ドル
一九八七年	一、九七四、八五五米ドル	一、九七四、八五五米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八八年	二、〇五二、一三八米ドル	二、〇五二、一三八米ドル
一九八九年	二、一五一、五二〇米ドル	二、一五一、五二〇米ドル
一九九〇年	二、一八七、五〇七米ドル	二、一八七、五〇七米ドル
一九九一年	二、六三四、七六八米ドル	二、六三四、七六八米ドル
一九九二年	二、八二一、七六〇米ドル	二、八二一、七六〇米ドル
一九九三年	三、一七七、四五九米ドル	三、一七七、四五九米ドル
一九九四年	三、三七九、四六〇米ドル	三、三七九、四六〇米ドル
一九九五年	三、四三九、五五五米ドル	三、四三九、五五五米ドル
一九九六年	三、六四九、五九八米ドル	三、六四九、五九八米ドル
一九九七年	三、六三一、九〇一米ドル	三、六三一、九〇一米ドル

イタリア共和国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	七三〇、五三八米ドル	六七七、二五五米ドル
一九八四年	八七二、二九八米ドル	八七二、二九八米ドル
一九八五年	九一〇、四二〇、二〇米ドル	九一〇、四二〇、二〇米ドル
一九八六年	九六三、九六八米ドル	九六三、九六八米ドル
一九八七年	九二五、四四三米ドル	九二五、四四三米ドル
一九八八年	九六二、八八〇米ドル	九六二、八八〇米ドル
一九八九年	一、〇〇九、三一六米ドル	一、〇〇九、三一六米ドル
一九九〇年	一、一八六、七三二米ドル	一、一八六、七三二米ドル
一九九一年	一、四六一、〇二四米ドル	一九〇、五一五米ドル
一九九二年	一、五六五、一九五米ドル	一、二八三、五五〇米ドル
一九九三年	一、六八九、二八二米ドル	四〇〇、九三九米ドル

カナダ

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九四年	一、七九七、二八〇米ドル	一、七九七、二八〇米ドル
一九九五年	一、八二四、三七五米ドル	一、八二四、三七五米ドル
一九九六年	一、九三七、三八三米ドル	七六九、六六四米ドル
一九九七年	二、二〇一、四四六米ドル	二、二〇一、四四六米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	七八六、一七五米ドル	七八六、一七五米ドル
一九八四年	七九六、四四六米ドル	七九六、四四六米ドル
一九八五年	八三一、〇〇六、六〇米ドル	八三一、〇〇六、六〇米ドル
一九八六年	八七九、六二〇、八〇米ドル	八七九、六二〇、八〇米ドル
一九八七年	八四七、六〇二米ドル	八四七、六〇二米ドル

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八八年	八七八、六二八米ドル	八七八、六二八米ドル
一九八九年	九二三、八八八米ドル	九二三、八八八米ドル
一九九〇年	九八〇、四九〇米ドル	九八〇、四九〇米ドル
一九九一年	一、一七七、八四八米ドル	一、一七七、八四八米ドル
一九九二年	一、二六〇、九七四米ドル	一、二六〇、九七四米ドル
一九九三年	一、二八二、六〇三米ドル	一、二八二、六〇三米ドル
一九九四年	一、三六七、〇八〇米ドル	一、三六七、〇八〇米ドル
一九九五年	一、三九一、三九〇米ドル	一、三九一、三九〇米ドル
一九九六年	一、三七九、一五四米ドル	一、三七九、一五四米ドル
一九九七年	一、三三三、七七七米ドル	一、三三三、七七七米ドル

大韓民国

年	分 担 金 額	支 払 額
一九八三年	一二〇、九五〇米ドル	一二〇、九五〇米ドル
一九八四年	一五四、四一三米ドル	一五四、四一三米ドル
一九八五年	一六七、三三五、八〇米ドル	一六七、三三五、八〇米ドル
一九八六年	一七七、七三一、六〇米ドル	一七七、七三一、六〇米ドル
一九八七年	一九〇、二七八米ドル	一九〇、二七八米ドル
一九八八年	二二九、六五七米ドル	二二九、六五七米ドル
一九八九年	二四〇、四六四米ドル	〇米ドル
一九九〇年	二六七、〇九九米ドル	二六七、〇九九米ドル
一九九一年	三二〇、一一二米ドル	三二〇、一一二米ドル
一九九二年	三四三、九〇二米ドル	三四三、九〇二米ドル
一九九三年	三八四、三三四米ドル	三八四、三三四米ドル

3 アメリカ合衆国の国際連合分担金未払額（一九九七年二月二日現在）

年	分 担 金 額	支 払 額
一九九四年	四四九、三三〇米ドル	四四九、三三〇米ドル
一九九五年	四九六、二三〇米ドル	四九六、二三〇米ドル
一九九六年	五二五、三九二米ドル	五二五、三九二米ドル
一九九七年	五九六、四二七米ドル	五九六、四二七米ドル

通常予算分	三七三、二三九、九五三米ドル
P K O 予算分	九三九、七三〇、九二三米ドル
合計	一、三二二、九七〇、八七五米ドル

4 国際連合職員数

アメリカ合衆国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
四八四名	四九四名	四七二名	四三三名	四一四名	三九六名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
三八八名	三七九名	三八五名	三八七名	三七一名	三八五名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
三七五名	三七八名	三七五名			

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
一一五名	一〇八名	一〇八名	一〇〇名	八九名	八八名

一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
九〇名	九三名	八八名	八九名	八三名	八三名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
八三名	七八名	七九名			

フランス共和国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
一二八名	一二三名	一二九名	一一九名	一一四名	一一六名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
一一三名	一〇九名	一〇九名	一一一名	一一三名	一〇九名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
九九名	九六名	九六名			

中華人民共和國

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
五九名	五四名	五五名	五〇名	四五名	四一名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
四〇名	四〇名	四二名	四二名	四三名	四四名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
四六名	四五名	四三名			

ロシア連邦(旧国名ソヴェト社会主義共和国連邦)

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
一七六名	一七二名	一七六名	一六一名	一五七名	一四八名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
一六二名	一五二名	一六一名	一五七名	一四五名	一三八名

一九九五年	一九九六年	一九九七年
一三四名	一三三名	一二九名

日本

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
一〇六名	一一三名	一二二名	一〇一名	九一名	九〇名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
九一名	九一名	八八名	八九名	八六名	九一名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
一〇一名	一〇八名	一〇四名			

ドイツ連邦共和国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
一一一名	一一四名	一二六名	一一六名	一一〇名	一〇九名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
一〇七名	一一二名	一二三名	一二五名	一二八名	一二六名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
一二二名	一三二名	一三二名			

イタリア共和国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
六五名	六五名	六三名	五六名	五一名	四七名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
四八名	五二名	五二名	五五名	六五名	六八名

一九九五年	六三名
一九九六年	六六名
一九九七年	六四名

カナダ

一九八三年	五三名	一九八四年	五三名	一九八五年	五三名
一九八九年	五〇名	一九九〇年	五一名	一九九一年	五三名
一九八三年	六七名	一九八四年	七六名	一九八五年	七二名
一九八六年	六〇名	一九八七年	五八名	一九八八年	五五名
一九九二年	五六名	一九九三年	五八名	一九九四年	五三名
一九九五年	五三名	一九九六年	五三名	一九九七年	五三名

大韓民国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
一	一	一	一	一	一
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
一	一	一	一	一	一
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
一	一	一			
一三名	一六名	一五名			
			一名		六名

5 国際民間航空機関職員数

アメリカ合衆国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
二八名	二四名	二三名	二四名	二三名	二二名

一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
一三二名	一九名	一九名	一九名	一七名	一六名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
一五名	一七名	一六名			

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
三二名	三〇名	二八名	二七名	二七名	二五名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
二五名	二三名	二二名	二〇名	一九名	一四名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
一三三名	一三三名	一三三名			

フランス共和国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
一三名	一三名	二五名	一三名	二二名	二二名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
一九名	一七名	一九名	一九名	一六名	二三名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
一八名	一七名	二〇名			

中華人民共和国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
〇名	〇名	〇名	〇名	〇名	〇名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
〇名	〇名	一名	一名	一名	一名

一九九五年	一九九六年	一九九七年
一名	三名	四名

ロシア連邦（旧国名ソヴェエト社会主義共和国連邦）

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
一名	二三名	二五名	二八名	二七名	二五名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
二九名	三二名	三二名	三二名	三〇名	二九名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
二九名	二九名	二九名			

日本

二名	一九九五年	三名	一九八九年	二名	一九八三年
三名	一九九六年	〇名	一九九〇年	二名	一九八四年
三名	一九九七年	一名	一九九一年	三名	一九八五年
		三名	一九九二年	四名	一九八六年
		三名	一九九三年	四名	一九八七年
		二名	一九九四年	四名	一九八八年

ドイツ連邦共和国

六名	一九八九年	六名	一九八三年
五名	一九九〇年	五名	一九八四年
五名	一九九一年	四名	一九八五年
五名	一九九二年	五名	一九八六年
五名	一九九三年	五名	一九八七年
五名	一九九四年	五名	一九八八年

一九九五年	七名
一九九六年	六名
一九九七年	六名

イタリア共和国

一九八三年	三名	一九八四年	三名	一九八五年	三名	一九八六年	二名	一九八七年	二名	一九八八年	一名
一九八九年	一名	一九九〇年	一名	一九九一年	一名	一九九二年	一名	一九九三年	一名	一九九四年	一名
一九九五年	一名	一九九六年	一名	一九九七年	二名						

カナダ

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
五二名	五四名	五六名	五七名	五二名	五二名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
五六名	五八名	五四名	六一名	六一名	六〇名
一九九五年	一九九六年	一九九七年			
五九名	五四名	五四名			

大韓民国

一九八三年	一九八四年	一九八五年	一九八六年	一九八七年	一九八八年
二名	二名	二名	三名	三名	三名
一九八九年	一九九〇年	一九九一年	一九九二年	一九九三年	一九九四年
二名	二名	二名	一名	一名	一名

○名	一九九五年
○名	一九九六年
○名	一九九七年

別表二

国名	提供先	面積（ヘクタール）	駐留人数	備考
大韓民国	アメリカ合衆国	約三六〇	約六、〇〇〇人	
シンガポール共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	不明	一人	
	オーストラリア連邦	不明	七人	
	ニュー・ジーランド	不明	一人	
	アメリカ合衆国	不明	約二二〇人	
ブルネイ・ダルサラーム国	シンガポール共和国	約一二	約一〇〇人	
ハイティ共和国	アメリカ合衆国	約六〇	約四〇〇〇 五〇〇人	

パナマ共和国	アメリカ合衆国	約一八、〇〇〇	約三、〇〇〇人	
マケドニア旧ユー ゴスラヴィア共 和国	国際連合	不明	約五〇人	
サイプラス共和国	国際連合	不明	約一、一〇〇人	
ボスニア・ヘル ツェゴヴィナ	S F O R (平和安定化 部隊)	不明	不明	首都及びその周 辺に総数約二、 〇〇〇人が駐留
グレート・ブリテ ン及び北部アイル ランド連合王国	アメリカ合衆国	不明	約五〇〇人	
バハレーン国	アメリカ合衆国 グレート・ブリテン及	不明	約九〇〇人 約二〇人	

レバノン共和国	シリア・アラブ共和国	不明	不明	首都及びベカー 高原を中心に約 三五、〇〇〇人 が駐留
ガボン共和国	フランス共和国	不明	約六〇〇人	
チャード共和国	フランス共和国	不明	不明	首都及びアベ シエに総数約八 〇〇人が駐留
セネガル共和国	フランス共和国	不明	一、二〇〇人	
中央アフリカ共和 国	フランス共和国	約二五、 〇〇〇	六五〇人	
	び北アイルランド連合 王国			